

平成24年度第1回 野洲市景観審議会会議録

要 約 版

開催日時…平成24年5月30日（水）9時30分～11時30分

会 場…中主防災コミセン2階防災研修室

1. 開会

【事務局】 第1回野洲市景観審議会を始める。本審議会は、野洲市の景観条例第23条によって市長の附属機関として設置されたもので、任期は2年、議員総数は10名以内、現在、9名の委員が就任している。野洲市景観条例施行規則の22条第3項により、委員数の半数以上が出席していることから、委員会が成立していることを報告させていただく。

【市長】 皆様おはようございます。景観審議会委員について、快くお引き受けをいただきましてありがとうございます。

ご承知の通り、滋賀県の風景条例等、自治体が先行する形で景観行政が進んだ後に、平成16年に国の法律が出来て、実質的な制度が整いつつある。野洲市でも数年前から準備をして、2月の議会で景観条例を議決し、ようやく条例に基づく審議会まで至った。今後、具体的な景観の取り組みについて本景観審議会がその中心的な役割を担っていくことになる。景観における重要な方針を策定し、景観を守ると共に作り上げていき、市民の活動の中や、あるいは事業者の活動の中でも、景観に配慮されたまちづくりが進むような取り組みも進めていきたい。

（事務局：配布資料の確認、ならびに委員の紹介）

【事務局】 本日は、最初の審議会であるため、景観審議会会長を選出する。会長が決定するまで、市長が議事を進行する。

【市長】 会長が決定するまでの間議長を務める。野洲市情報公開条例第23条で、正当な理由がある場合を除き、会議を公開するよう努めるものとする、という規定がされているため、本会議は原則公開とするが、異議はないか。

【委員】 異議なし。

【市長】 異議なしということであったので、本審議会は公開することとする。野洲市景観条例施行規則第21条第2項に、会長は委員の互選によって定めるとなっている。

【委員】 事務局、案はないか。

【事務局】 景観を考える委員会の委員長として、当初から本市の景観まちづくりに携わっている松岡委員を推薦する。

- 【市長】 事務局案ということで、松岡委員に会長に就任頂くということでいかがか。
- 【委員】 異議なし。(全員)
- 【市長】 全員が了承したため、会長は松岡委員にお願いします。
- 【会長】 皆さんこんにちは。私自身は滋賀県立大学の環境建築デザイン科に就任して14年目になるが、その間彦根市や宇治市で景観まちづくりに係っている縁もあり、2年ほど前から野洲市の景観を考える委員会に参画している。野洲市には大きな空と三上山と琵琶湖という、一つの普遍的な環境が全部あり、素材としては非常に良い。景観とは住民の生活そのものが形になって出てきているものであり、まちがきれいだということは、そこに住んでいる人も良い印象になる。
- 10月にこの景観計画を決定しなければいけないと聞いている。期間も厳しい上、同時に個人あるいは企業の権利、主権というものの制限を審議しなければならない、責任が重大である。この景観審議会が野洲市の景観まちづくりに繋がる大きな役割を担っているということを認識し、より高い見地で審議に協力していただきたい。
- なお、職務代理は中村委員にお願いします。
事務局から運営についての確認がある。
- 【事務局】 議事録の作成のために、審議会の内容を録音するので了承をお願いします。議事録はできるだけ早く要旨をまとめて、審議会の資料と共に、市のホームページで公開させていただく。委員の発言はA委員B委員というように名前を伏せ、事前に会長に確認を取った上で公開する。ただし、万が一情報公開条例に基づく請求があった場合は名前を出すことになる。
- 【会長】 基本的にはABCと匿名だが、委員は責任を持ってお答えいただきたい。それでは早速、景観審議会の役割、野洲市における景観まちづくりのこれまでの取り組み、この二つについて、事務局に説明をお願いします。

2. 景観審議会の役割・野洲市における景観まちづくりのこれまでの取り組み

(事務局：配布資料の説明)

- 【会長】 質疑に入るが、何か質問、意見はないか。最初の審議会であり、資料に聞きなれない言葉が入っていたり、よく理解が出来なかったりと言うことも多々あると思うが、忌憚なく質問をお願いしたい。
- 【A委員】 景観条例の第5条と第6条が、市長がフリーハンドで景観計画を定めることが出来ると言うように読み取れる。市の意思決定機関は議会であり、市長はあくまで執行機関の長であると考えている。
- 【事務局】 景観計画は市長が定め、途中経過として議員の意見を入れる、ということになる。
- 【A委員】 景観条例第5条と第6条にある景観計画の策定について、景観法では景観行政団体が定めると表記されている。よって、これは市長が定めるのではなく市が定めるという表現が正しいのではないか。
- 【事務局】 市の代表者である市長が定める。市長が景観計画を定めるに当たって景観審

議会の意見を聞き、その後議会に報告をして、野洲市の景観計画が成立するという形になる。

【会長】 意思決定は議会が行うのが勿論だが、一般的に景観条例では市長という言葉が使われる。

【B委員】 重点地区は決まった地区があるのか。

【事務局】 景観を考える委員会で重点地区の設定方針を定めた。その方針に基づいて、重点地区として野洲駅南地区が設定されている。住民の合意形成に時間がかかるため、まず市の重点地区の一つ目として駅前地区を定め、2月に駅前の市民と懇談会を開催した。

【B委員】 これは景観条例に基づくものではないが、地区計画との整合はどうなっているのか。

【事務局】 地区計画では、大津能登川長浜線沿いのケーキ屋傍の信号からアンダーパスへ行く道沿いについて、ちょうど三上山が正面に見えるので、建築物を建てる際は1メートルセットバックするように定めている。

【B委員】 久野部も地区計画エリアなのか。

【事務局】 建築協定が結ばれてり、地区計画エリアではない。

【B委員】 竹生に開発計画があるが、まだ人が住んでいない場所を重点地区にすることはしないのか。

【事務局】 竹生の開発地は市街化調整区域であるので、地区計画によって用途や高さの制限をかけ、周囲との景観等様々な問題を解決した上で、開発が進んでいる。

【B委員】 重点地区ではないのか。

【事務局】 重点地区ではない。これから開発が進み、人が集うようなところは早く手立てを講じなければならないので、地区計画や重点地区を設けて制限をかけようとしているところである。

【C委員】 行畑の道路は、建築物のセットバックを決めるより道路幅を最初から現在の倍の24メートルにした方が良かったのではないかと。2,3メートルの道だったものを12メートルに拡幅するのも難しかったらと思う。もし国道8号のバイパスが三上山と平行に整備されることになれば、三上山の眺望をどう確保するのか。高さを上げることになるのか、8号線と平行で走るのかによって状況がまったく変わってくる。道路の高さを上げると三上山の眺望が3分の1は消えてしまう。

現在重点地区に指定されている地域はあまり建築物もなく、眺望は良いが、看板規制や視点場となる駅前のロータリーのことと併せて総合的な景観政策を考えていかなければならない。とはいえ、三上山、山地、琵琶湖、河川、里山、田園といった野洲市の自然な景観すべてを保全するとすると、人口増加が見込めないとも思う。

【事務局】 景観に配慮した地区計画の中でセットバックを設定したのは、JRから琵琶湖側のケーキ屋の信号までで、その他の道路には制限をかけておらず、また、行畑のあたりは、地区計画及び重点地区計画の対象ではない。三上山の眺望については、三上山が見える全ての地点からの眺望を確保すると市の発展が阻害されるため、野洲市の景観を考える委員会で検討をし、まずは駅前から見えた方

がいいのか、見えなくても良いのかという議論と、駅前から三上山が見える現在の電話ボックス前の位置を確保するのか、新たな視点場で眺望を確保し、地権者の権利に制限を加えないようにするのかという議論をした。

【D委員】 私は愛知県の岡崎市に以前住んでいた。岡崎市には国道1号線沿いに岡崎城があり、そこから約3.5キロメートル離れて大樹寺というところがある。3.5キロメートルというところかなり長い距離だが、岡崎市の条例で高さ規制がされているため、本堂から山門に向かって岡崎城を望むことができる。野洲市においても、どこからでも三上山が見えるというのが理想的な話だが、どこか景観が見える視点場を確保することも考えていかないといけない。

この景観計画については既に2年間の検討を経ており、ほぼ出来上がった状態だと思う。6月1日に施行されることもあって内容を付け加えたり削除したりするのは難しく、内容についても満足できるものである。ただ、建築確認の許可にあたって、市から検査センターに景観政策がきちっと伝わるようお願いしたい、そうでないと条例は出来ても守られないということになってしまう。

【事務局】 建築申請が出た段階で検査センターから市の住宅課に問い合わせを頂き、確認漏れがないようにさせていただきたい。

【E委員】 二つ質問したい。都市のマスタープランに庭園という言葉が使われているが、庭園という枠組みとこの景観という枠組みでどう関連を持たせていくのかが一つ。二つ目には大津湖南幹線について、道路幅や着工時期、法線がどうかという議論は出ているが、真ん中に木を植えるとか、防音装置を作るとか、歩道を確保するとか、そういった景観に関する議論が出てこない。そういう将来まだ作られていないもの、将来作られると予想されるものについて、景観から考えて十分議論していきたい。

【事務局】 総合計画の中で庭園都市という言葉が使われているのを引用して、マスタープランでも庭園都市と示している。三上山があり田園がありそして琵琶湖があるという、大きな視点での捉え方ではないかと考えている。

道路アクションプログラムの改定に湖南幹線も内容として盛り込まれている。街路樹なり、景観の要素を盛り込んでください、という意見も沢山来ていることもあって、引き続き要望して整備していきたいと考えている。ただ、景観と安全性の両立は難しく、前述のJRのアンダーパスを抜けた道路も安全のため一部タイルや街路樹を取り払い、景観条例に逆行しているのではないかとご指摘を頂いた。今後は議会なり市民と協議を重ねて、よりよい景観と安全性の両立について十分議論して進めていきたい。

【会長】 後半もあるため、5分ほど休憩とする。

休憩

【会長】 審議会を再開するが、引き続き次第に基づいて3番と4番の野洲市景観計画について、また今後のスケジュールについて事務局より説明いただく。

3. 野洲市景観計画について・今後のスケジュール等

(事務局：配布資料の説明)

【会長】 質問、意見はないか。

【B委員】 今、野洲駅南地区の高さ制限を削除しなければならないような説明会があったということを聞いたが、経緯としてはどうなっているのか。

【事務局】 高さ制限とは、三上山を眺望するための建築物の高さ制限という意味合いになる。重点地区を定めるために地権者の方々の理解を得るということで、懇談会を設けた。そこで野洲駅の電話ボックス前を一つの視点場としてはどうかという案があること、電話ボックスの前からちょうど三上山が見えるその角度上に勾配をつけた高さ制限をして、そうすると滋賀銀行の建物の横にある住宅の高さが2階程度に制限されてくることを説明した。地権者からは、意匠とか色彩について啓発していくのは理解できるが、高さについて制限を受けるのは理解できない、それであれば3階建ての滋賀銀行を退けたらよいだけのことで、なぜ高さ制限をするのかという強い意見が出た。また、視点場からしか三上山が見えないのであれば問題だが、グラン・ブルーⅡなど他の地点からでも十分見えるということ、この景観計画なり考え方なり、景観形成方針の中でも新たな視点場ということを行っていることから、アサヒビール跡地に公共の施設を建設し、新たな視点場を創出することで、高さ制限を加えずに眺望を確保してほしいという声もあった。

【会長】 眺望を確保する上ではやはり制限が不安要素になってくる。眺望をどこから確保するのか、視点場はどうやって決めたのか、そういった意見が出るのは当然のことと思う。人は一点に留まらないので、1つの視点場だけから見るのが良い訳でもない。高さ制限については、厳しく眺望ラインでカットすることもあると思われるが、建築物の後ろの方は背景に出ないように削る、そこまで覚悟して都市計画を考えるべきである。

質問だが、審議会の資料を早めに配布することはできるか。予習のため、少なくとも一週間程度前には資料を頂きたい。

【事務局】 一週間くらい前には届くように努力する。ただ、次回の審議会までに野洲駅南地区の住民と懇談会を開催し、そこで出た意見を整理して当地区の重点地区の基準に反映させなければならないため、次回の景観審議会は7月頃と書いてあるが、若干動く可能性がある。

【会長】 委員には、次回までには是非予習をお願いしたい。

また、次回審議会では、懇談会の意見を反映した景観計画案を事務局から提案していただきたい。

【事務局】 それでは、その他として、野洲クリーンセンターの整備における景観調査について、クリーンセンター整備室から報告をさせていただく。

(クリーンセンター整備室から野洲クリーンセンターの景観調査について説明。)

- 【会長】 フォトモンタージュとは、今ある計画の絵と、四季を通した近景・中景、遠景の写真とを合成して、色や形を検証するという事か。紅葉した山に対する屋根の色が濃いか、合わせた色合いとか、あるいは形が飛び出しているとか。
- 【整備室】 その通りである。資料に今現在の施設整備基本計画に沿う形で煙突・建物の形態、さらには色彩、意匠等をイメージ図として載せており、このイメージ図を元にフォトモンタージュをする。
- 【事務局】 野洲駅南地区の懇談会を7月頃に開催するので、次回の審議会はその後の7月の下旬頃となる。日時等また改めて連絡すると共に、一週間前ごろには委員に資料が届くようにしたい。
- 【会長】 最後に何か、これだけは言うておこうということはないか。
- 【A委員】 野洲駅南口を重点地区に設定するのはもう議会の承認も得られた、決定されたことなのか。
- 【事務局】 景観を考える委員会での審議の結果等は議会に報告しているが、現在の案はまだ議会で承認を得たものではない。本審議会で決定された景観計画は、都計審に諮った後議会に報告することになっている。その段階で、市の独自の重点地域として野洲南地区を設定したことを明確な形で議会に報告することになる。次の第2回審議会においては重点地区の設定も含めて計画案を諮問する。
- 【会長】 その他意見がなければ、第1回野洲市景観審議会を終了する。
- 【事務局】 本日は活発なご意見をありがとうございます。今後は、野洲駅南地区の景観形成の方針に基づいて景観形成基準を作成し、南地区の懇談会、地区住民の皆さんのご意見を頂こうと考えている。次回の審議会で、その意見を反映した景観計画を審議していただきたい。委員には、今後も本市の景観行政の推進にご協力頂きたい。

―― 終了 ――